

『同壇作法次第』について

田 中 博 美

『同壇作法次第』という書名で、本所に架蔵されている一書がある。
口絵に全部を掲載したが、煩をいとわず再録すれば、まず本文はおよそ
左のようになろう。

〔同カ〕壇作法次第

〔正和〕二年三月廿七日

願惠僧都 頼胤阿闍梨

先當日寅冠闕伽水可取之作法如常

一可令用意物 五色 一筋兩人料

○

齒木三支

五色齒木 兩人料

三昧耶戒堂上一行列□堂作法如常

次大阿闍梨振鈴之後教授立座入壁代内

隨阿闍梨命先引入願惠僧都々々三礼

可着東礼盤立次又引入頼胤被西礼盤前

之時同隨阿闍梨命教授催惣礼此時頼願カ□

三礼教授同立西ノ礼盤ノ西ニテ同。礼之

色職同三礼次頼胤着西ノ礼盤其後二人ノ

受者安座礼盤ノ上其後ノ作法如常次願惠

金二可打之 次法用 了次金一丁

次受者表白神分等作法如例

次阿闍梨説戒如常 仏名廻向了教授

入壁代内 塗香□等如例一々授受カ者

先授願惠々々又傳頼胤自余作法如常

次召十才子取入椽手洗一畢礼盤ノ辰巳角ノ邊ニ

置之受者二人□其カ下礼盤ニ之後薦ヲ三折ニ□

秉了礼盤上ニ敷之願惠□礼盤ノ木カ□

西ノ礼盤ノ西寄ニ□也次授齒□於願惠

作法如常其作法了取齒木近カ次大阿闍梨□如常

次頼胤授之作法如常□椽手洗ヲ賜十才子

次二人受者如元登礼盤 次二人ノ受者ニ与

金剛線各懸左ノ辟袖ノ中押入之

次金剛水与之 阿闍梨小土カ□器ニ入分テ与之

兩人各三度飲之作法如常次願惠下礼盤カ□

可着本座 次頼胤同着本座也阿□立

其後教授退出也□闍梨解□供

(紙継目)

如元脇机ニ可 [五古扇同]

可令着本座給也 次十才子居箱香呂箱等

大阿闍梨之左右可置之次十才子上壁代

可令取去礼盤一脚□也次誦経導師

次第了各退□

初夜金剛界

作法如常先願惠引入之事了可退出其後小壇佛供

香衣(墨抹僧)居替之次引入頼胤作法如前

五瓶行道出者只一度也

後夜胎藏

作法如初夜

五瓶行道了引入上房如初夜

本文は二紙で、この前後に各一紙を貼継いだ形で伝えられたものであろうが、現在ではさらに軸に白紙一紙と表紙が加えられた卷子本に仕立てられている。すなわち、表紙に続いて墨付四紙があり、これをいま便宜上、第一〜四紙と呼ぶことにすると、本文は第二・三紙となる。

第一紙、第二・三紙、第四紙はそれぞれ別筆である。

第二紙裏には端に「□壇記」の墨書があり、第一紙端裏書は「伝法同壇私記」と判読できるが、現在では本文冒頭の「□壇作法次第」の欠損部分に「同」の字を補って本所登録書名とし、『国書総目録』もこれに従っている。第一紙には「依聖雲親王御命祖師大僧正被記之草案也」と誌されている。すなわちこれは、聖雲法親王が、願惠僧都と頼胤阿闍梨に、同時に伝法灌頂を授けるにあたって、祖師大僧正が遺漏なきを期すために、聖雲に書与えた作法次第であると考えられる。

『三宝院流洞泉相承口訣』第十四に運動が著した、「伝法灌頂胎藏界伝聞記」のなかに「両受者行様」の一項がある。それによれば、

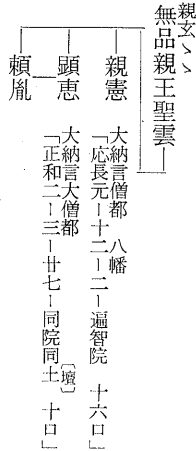
上堂列、両受者同輩之時二人共大阿闍梨跡立列、上藹先立一行也、於堂場著同座也、還列雖同輩兩受者立列無之上藹一人也、其時於内道場先下座受者前五股念珠袈裟等付属有之、後上藹受者付属催還列也、是又一向甲乙有之者、上堂之時不立列、不著座、自後戸引入壁代作法也、自古来同輩兩受者之時多分還列略之古實也、

とある。すなわち二人の受者が同輩たる時は、二人同時に大阿闍梨に従って、堂場に於ても同座に著すること、但し還列は上藹一人のみに行うか、または省略すること、一方二人の間に明らかな差異があるときは、二人を同時に立列させず、また著座させぬこと、後戸から壁代に引入れて、作法を行うべきことなどが誌されている。

『同壇作法次第』に見えるところは後者の例のようである。

『東宝記』⁽²⁾第四に「一代々法皇於東寺御入壇例事」なる一項があり、後二條天皇の徳治三年正月廿六日、後宇多上皇が灌頂をうけた際、無品親王聖雲は嘆徳師を勤め、持花衆廿二口の中に法眼願惠の名が見える。

『伝法灌頂師資相承血脈』⁽³⁾(醍醐寺藏本)には左の如く誌されている。



『伝法灌頂師資相承血脈』の中には、弟子同士をつなぐ横線が随所に見られ、その多くは同日又は同壇の灌頂を受けたことが注記されている。そして両者の藤次は必ずしも等しくなさそうである。この場合も願惠僧都と頼胤阿闍梨との間にあきらかな法藤の差があって、二人を同列にあつたかえなかったことによるのであろう。けだし、初夜・後夜の作法

においても、顕惠の加持作法終了後、頼胤に対して同前の作法をくりかえしている。これは、『三宝院流洞泉相承口訣』に、「初後夜者讚所兩受者著座、但甲乙有之時各座儲之、同輩時同座着座ス、引入之事先正受者作法悉畢出讚所座、後片受者引入作法兩度也」に対応するものであろう。

その他、金剛線の与え方等も二つの史料の伝えるところは酷似している。ただし、『同壇作法次第』に見えて、『三宝院流洞泉相承口訣』に見えぬのは、三礼が同時となることである。すなわち後者には、

戒場壁代中、兩受者之時礼盤二脚並立也、三礼同時他、各作法同時動之、

と誌されているが、前者には三礼を同時に勤めている様子がかがわれない。これは、後者が、二受者に差異ある時の作法を書き落したためか、あるいは別の流儀なのか俄かには断じがたい。東密三十六流の呼称があるように各流の行軌にさまざまな変化があり、『諸流行要』の伝えるところでは、兩受者立列の作法だけでも、五つのヴァリエーションを伝えている。すなわち、

- 一義左右相並應永一義
- 一義兩日前後立
- 一義一人立一人壁代後居不立列
- 一義當日前後後朝兩度引列
- 文海授與時也
- 一義當日前後後朝並立
- 快成法印授與時

の五つであり、「已上五義應永記ニ出ツ」とされている。

聖雲から運助まで五百年近いへだたりがあるが、三宝院流伝法灌頂がほぼ正しく古儀を伝えていることを証す上でも『同壇作法次第』は貴重な史料といえよう。

聖雲法親王は前掲の『東宝記』巻四に抛れば龜山天皇太子とされ、『諸門跡譜』は正和三年六月十五日、四十四才をもって薨じたことを伝える。『醍醐寺新要録』巻第十四座主次第篇は、第四十九代・第五十二代にその名を誌している。『尊卑分脈』『皇族考証』は格別の知見を与えない。『本朝皇胤紹運録』によれば、母は左中将実平女である。

顕惠僧都については、『東宝記』以外の記事を知らない。

頼胤阿闍梨についても詳らかにし得ないが、『血脈類集記』第十三に弘安八年親助律師が灌頂をうけた時、十弟子を勤めているのがその人であろうか。通常十弟子は年少の沙彌である。疑問の余地を残す。

祖師大僧正はおそらく、巻末にも別筆で示されているとおり、聖雲法親王の師、地藏院前大僧正親玄をさすものと思われる。

ところで、第一紙の端裏、すなわち、「伝法同壇私記」の墨書の右脇に別筆で記されている、「覚雄大僧正真蹟」をどう理解したらよいだろうか。これを解く鍵は裏文書が与えてくれる。

そこで次に、裏文書にふれてみたい。

- 不動尊像一鋪
- 被奉渡候了以
- 專使送給先爲
- 本意候董修久
- 積之由殊躰敷
- 存候彼仁得少職
- 候者早可令奉送候
- 勝俱毘院草堂事
- 留守仁可然之者不候仍
- 未遣人候也尚々不動
- 被奉渡候真実

為悦候恐々謹言

正月廿五日 長通

長通はおそらく久我氏であり、のちの覚雄大僧正の父であろう。覚雄は応安二年六月十八日寂で、すでに『大日本史料』第六編之三十三にその伝記が載せられている。覚雄は地蔵院親玄に入室するのであるが、その時期についての史料は今のところ見あたらない。文中の「彼仁」を覚雄をさすと考えてよければ、覚雄を入室させるにあたって、その昇進をすみやかならしめんがため、父久我長通が地蔵院親玄にその条件を呈示したものと理解できよう。

ちなみに正和二年当時覚雄は十四才であった。入室の年令として考えて不都合はないであろう。

なお久我長通は北朝の前太政大臣で、文和二年八月二十七日薨、その伝記は『大日本史料』第六編之十八を参照されたい。

以上を総合すると、本文の料紙は、長通から親玄への書翰、本文は親玄の自筆と一応理解できよう。その場合、親玄とその跡を襲って地蔵院を嗣いだ覚雄とを、後人がとり違えたものと考えられる。

なお、『岩崎小彌太氏所蔵文書』⁽⁶⁾一には左記の長通の書翰がある。いまとりあげた紙背文書との間に直接の因果関係を示す材料はないが、参考のため掲出する。

拜稽首白入業之⁽⁷⁾

儀無為無事多年

之本意此時之満足

誠雖知結縁之盪觴

豈非感心之令然哉

渴仰合掌悦豫銘

肝此趣為表懇緒

乍臥染患筆候

委曲期參拜誠恐

敬白

四月廿九日長通

註

(1) 『真言宗全書』第三十三卷所収。

(2) 『統々群書類従』第十二所収。

(3) 醍醐寺文化財研究所『研究紀要』第一号所収、一九七八刊。

築島裕氏の解題があつて、本文中に誌された最新の年紀「嘉曆四年四月八日」をあまり下らない時期に本書が成立したと推定しておられる。この血脈は『血脈類聚記』（真言宗全書所収本）や『三宝院伝法血脈』（統群書類従所収本）その他流布している血脈類などともかなり違つており、本書

にのみ見出される僧名が少くない。

(4) 『真言宗全書』第二十三卷所収。

(5) 『群書類従』系譜部所収。

(6) 本所々蔵影写本。

(7) 長通には覚雄のほか、出家した子息として長覚・良守・乗圓の三名があり、入業が誰のことをさすかまびらかでない。

本解説執筆にあたっては、菊地勇次郎氏より種々の御教示を得た、記して感謝したい。